

整理番号	事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった小校区	（内容）	【回答】	担当課・連絡先
4	校区コミュニティ推進協議会活動補助金について 〔矢田〕	<p>【意見・要望】</p> <p>西尾市の校区コミュニティの推進方針には、「自助、共助、公助の視点から住民、地域、市（行政）がそれぞれの役割を考え、お互いがパートナーとして連携、協力をしながら、協働による住み良いまちづくりを進めていく必要がある」と記されており、このような考え方からコミュニティ推進協議会が設置されました。</p> <p>市は、地域がやること、市と地域が協働でやること、市がやることとの区別が出来ているのでしょうか。このことを明確にしていけないと「市役所がやってくれるからそのまま良い」ということになってしまいます。特に市と協働する場合は、市の負担額等を明示して、地域がその条件で実施できるかを判断できるようにしていただきたい。</p> <p>また、補助制度メニューを提示して、地域が事業を選択できるようにすべきと思います。「何でも良いから自由にやってください」ではなく、市が政策的な主導権を持って実施すべきと考えます。</p>	<p>【意見・要望】</p> <p>校区コミュニティの皆さまにおかれましては、日ごろよりそれぞれの地域において、コミュニティ施策の推進に多大なるご尽力をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>西尾市・幡豆郡三町の合併以来、「融和」と「協働」そして「飛躍」をスローガンに市政運営を進めてまいりました。その中で、本市では、校区コミュニティ推進協議会が全ての小学校区に設置され、地域の実情に合わせた特色ある地域コミュニティ活動を推進していただいております。時代の変化とともに、地域の課題は多様化し、行政だけの力で安心安全な住みよい地域社会を実現することは難しく、校区コミュニティの皆さまとの連携・協力は必要不可欠のものであります。</p> <p>昨年度、「市民と行政との協働によるまちづくり」をさらに推進するため、「西尾市まちづくり市民会議」を8回にわたり開催しました。会議では、活発な意見交換が行われ、協働の理念と基本原則を確認し、協働のあり方について考察をしました。その結果、市民に対して協働の基本原則・ルールを提示し、市民と行政の双方から協働事業が提案できるような仕組みを構築する必要性が報告されました。この報告を受け、全職員が協働の意識を持ち、施策に取り組むよう市役所全体で情報共有を図っております。</p> <p>校区コミュニティ推進協議会活動費補助金につきましては、協議会の会議、研修会、地域づくりのために行う各種事業など、基礎的な協議会活動に要する費用に対する基準額20万円と、校区内の各種団体と連携した地域行事や安心安全な地域づくりのための子どもや高齢者の見守り活動など、地域の独自性を発揮し展開する事業に対する補助である加算額1事業5万円で3事業までを合算した補助金となっております。</p> <p>基準額につきましては、各校区コミュニティにおいて基礎的な活動に要する経費としてお遣いいただくものであります。加算額につきましては、「西尾市の校区コミュニティの推進方針」にて補助対象となる活動事例を一部示させていただいておりますが、それぞれの校区が抱える課題の解決や地域づくりに市民の皆さまが直接参画できる事業、また、市として地域で取り組んでいただきたい事業の追加についても今後、校区コミュニティ連絡協議会の中でご協議いただき、コミュニティ活動が持続発展できる補助金としてまいりたいと考えております。</p>	地域支援協働課

整理 番号	事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった小校区	（内容）	【回答】	担当課・連絡先
5	社会健康保険から国民健康保険への切り替えについて 〔矢田〕	<p>【質問・提案】 社会健康保険から国民健康保険への切り替えは、資格喪失後でない出来ないとのことですが、これを1～2日前に出来るようにはなりませんか。システムを変更しなければダメとのことですが、岡崎市ではできるとのことですので、西尾市でもできるようにシステムを変更していただきたい。</p> <p>事例ですが、定年を迎え、社会健康保険組合から資格喪失の1か月前になる3月11日付で手続の案内がありました。手続のため市役所に出向いたところ「4月11日以降に来てください」との説明がありました。病院にかかっており4月13日に予約していたことから、4月7日に再度、市役所に出向きましたが、受け付けてもらえませんでした。岡崎市の例を身内から聞き、4月9日にも市役所に出向きましたが、同様の理由で受け付けてもらえず、岡崎市の例に対しては「システム変更はできません。悪用される恐れがあります」とのことでした。しかたがないので、手続きの用紙をもらい記入して、手続きが可能となる日以後で最初の開庁日となる4月13日（月）に提出すると話したら「月曜日は混雑するので違う日が良いと思います」とのことでした。それでも4月13日の8時45分頃に市役所に出向いたら、1番で手続きをしてもらえました。国民健康保険は4月11日（土）から使用可能となりました。</p> <p>以上のように、国民健康保険に切り替えるだけで4回も市役所に行かなければなりません。担当者の説明不足だと感じ、もう少しわかるような説明対応する教育をしていただきたいと思います。</p> <p>例えば、1回目で記入用紙を渡して説明すれば2回で済むのではないのでしょうか。また、皆さんが理解しやすいように説明書を作成して渡してはどうでしょうか。</p>	<p>【質問・提案】 この度は、担当職員の説明が不十分だったため市役所へ4回もお越しいただき、誠に申し訳ありませんでした。</p> <p>健康保険から国民健康保険への切り替え手続きにつきましては、国民健康保険法及び同法施行規則の規定により、健康保険の資格を喪失した日から14日以内に申請しなければならないと定められております。</p> <p>申請手続きとして、健康保険の資格を喪失した日以降14日以内に直接窓口にお越しただければ、新しい国民健康保険証を即日交付しております。</p> <p>しかし、健康保険資格喪失後、14日以内に窓口で手続きができないことが予め分かっている場合は、資格喪失日前でも必要書類が整っていれば申請書を記入いただき、一時お預かりして資格喪失日以降、新しい国民健康保険証を発行する対応を例外として行っております。窓口で対応した担当職員が電算システムに関する説明をしてしまいましたが、電算システム変更とは関係ありません。お詫び申し上げます。</p> <p>また、従来から分かりやすい説明書の作成と配付を行っておりますが、この度はお渡しできず申し訳ありませんでした。</p> <p>今後、市民の皆さまへのより一層のサービス向上に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p>	保険年金課